

第 1 1 屋外貯蔵所

1 位置、構造及び設備の基準

(1) 危険物を容器に収納して貯蔵する屋外貯蔵所

ア 地盤面

(ア) 危政令第 16 条第 1 項第 2 号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは碎石等で固める等の措置を講じた場所をいう。

(イ) 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあっては、排水溝及びためます若しくは油分離装置を設けること。

イ さく等

さく等の材料は不燃材料とすること。

ウ 保有空地

(ア) 使用権を有さない空地（水田等）を、保有空地の一部とすることはできない。

(イ) 敷地境界にブロック塀の防火塀を設けても、保有空地を緩和することはできない。

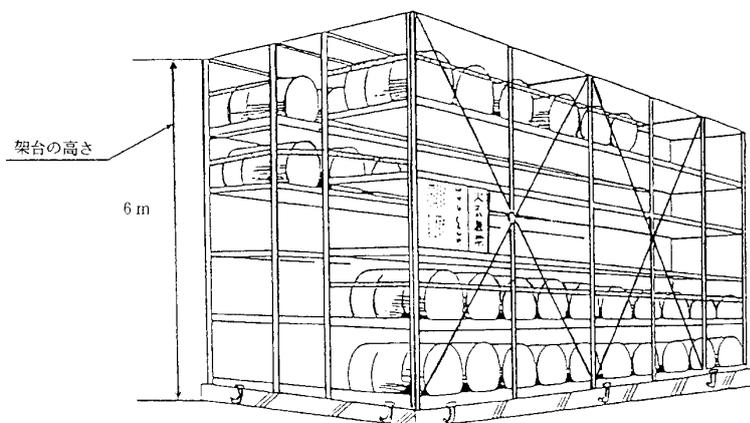
エ 容器の積み重ね高さ

(ア) 容器の積み重ね高さとは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さをいう。

(イ) 危省令第 24 条の 10 第 1 項第 3 号に規定する「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上段までの高さとする。

(ウ) 架台の構造は、「第 5 屋内貯蔵所」の例による。

(第 1 1 - 1) 架台の高さ



2 塊状の硫黄等のみの屋外貯蔵所

危政令第16条第2項第3号の適用については、原則として囲いは同号の「さく等」に含まれるものでないが、囲いの相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りる。

3 高引火点危険物の屋外貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所は、危政令第16条第1項の基準又は危政令第16条第3項に規定する基準のいずれかを選択することができる。

4 引火性固体（引火点が21度未満のものに限る）、第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所

(1) 危省令第24条の13第1号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、屋外貯蔵所の付近に水道栓等を配置して、施設全域に散水できるものが該当すること。

なお、気温が30度に達する場合には、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保すること。

(2) 危省令第24条の13第2号に規定する油分離装置を油分離槽とする場合の槽数は、4槽式を指導すること。